

明治十五年三月三十日

官報
號外
昭和

昭和四十四年三月二十四日

昭和十四年三月二十四日(月曜日)
午前十時四十八分開議

午前十時四十分開講

○議事日程 第十二号

和四十四年三月二十四日
午前十時開議

第一 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律
案、日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案
及び日本国有鉄道の鉄道施設の整備に関する
特別措置法案(趣旨説明)

第二　國務大臣の報告に關する件（農業基本法に基づく昭和四十三年度年次報告及び昭和十四年度農業施策について）

第三 農地法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

第四 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提

出、衆議院送付)

(内閣提出、衆議院送付)

第六 在美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本田の供述に付した案件

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昭和四十四年三月二十四日

議録第十二号

去る十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員
法務委員
社会労働委員
商工委員
予算委員

占部
林
阿具根
中村
大森
木村美智男君
竹田
多田
佐藤
渡辺
大矢
正君

秀男君
虎雄君
登君
英男君
省吾君
隆君
武君
現照君
久司君

英男君
久司君

大森

久司君

公立義務教育諸学校の学校編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（齊藤正男君外八名提出）
公立の特殊教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案（齊藤正男君外八名提出）
義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案（齊藤正男君外八名提出）
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（齊藤正男君外八名提出）
学校警備員の設置に関する法律案（齊藤正男君外八名提出）
同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を大蔵議員会に付託した。

所得税法の一部を改正する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

地方税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

公營住宅法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

地方行政委員会に付託

内閣提出案を衆議院に付託

同日議長において、常任委員の補欠を左通り指名した。

内閣委員

地方行政委員

法務委員

社会労働委員

農林水産委員

予算委員

建設委員

決算委員

同

木島 義夫君

上林繁次郎君

増田 盛君

大森 久司君

三木 忠雄君

小山邦太郎君

佐藤 隆君

芳平君外一名発議

同日議長において、常任委員の補欠を左通り指名した。

決算委員

小林 武治君

大森 久司君

塩出 啓典君

林田悠紀夫君

櫻井 志郎君

沢田 実君

木島 義夫君

上林繁次郎君

増田 盛君

大森 久司君

三木 忠雄君

小山邦太郎君

佐藤 隆君

芳平君外一名発議

げ、農業者の経済的地位の向上をもたらしたのみならず、戦後における日本経済の復興と繁栄に寄与したことは申し上げるまでもあります。現行農地法は、このような農地改革の成果を維持するという使命をなつてきたものであります。

しかしながら、わが国の農業の現状は、いまだ經營規模が零細であり、このため、生産性の向上をはかるにもおのずから限界があることを否定し得ません。したがいまして、農政の基本目標を実現するためには、農地がより生産性の高い經營によつて効率的に利用されるようその流動化を促進し、農業構造の改善をはかることが肝要であります。政府といたしましては、このような観点から農地法の改正をいたすこととした次第であります。

次にこの法律案の主要な内容について御説明申

し上げます。

第一は、以上述べました趣旨に基づき、農地法の目的に「土地の農業の上効率的な利用を図ること」を追加することであります。

第二は、農地等の権利移動の制限の改正であります。近年において農業技術の進歩、兼業化の進行に照応して、上限面積の制限の廃止と下限面積制限の引き上げを行なうこととし、また、国が売り渡した農地につきましては、売り渡し後十年を経過したものは貸し付けることができる」とし、さらに農地保有合理化促進事業を行なう非営利法人が農地の権利を取得することができる」としております。

第三は、集団的生産組織の育成と土地の効率的利用に資するため、農業生産法人の要件を実情に即して緩和するとともに、農業協同組合が委託を受けて農業経営を行なう場合には、農地の権利の取得を認めることとしております。

第四は、小作地の所有制限についてであります。が、農業生産法人に貸し付けられる小作地等につきましては、その所有制限をしないこととするほ

か、農業をやめて住所を他へ移した場合にも在村の場合と同じ面積まで小作地の所有を認めることがあります。

第五は、農地を貸しやすくするため農地等の貸借の規制を緩和することとし、合意により解約する場合及び十年以上の期間の定めのある契約についてその更新をしない場合には、許可を要しないこととしております。

また、小作料の統制につきましては、農業者の地位が向上し、雇用の機会が増大した現在では、

戦前のような高率の小作料が発生する余地は一般

的ではないものと判断されますので、これを廃止することとしております。

第六は、草地利用権設定制度の新設であります。

これは、飼料の生産基盤の拡大強化をはかる

ため、未利用の里山等について、市町村または農

業協同組合が草地造成をする必要がある場合に

は、都道府県知事の裁定により、草地利用権を設

定することができる制度であります。

以上が農地法の一部を改正する法律案の趣旨で

ございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの報告及び趣旨説

明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を

許します。杉原一雄君

(杉原一雄君登壇、拍手)

○杉原一雄君 私は、ただいま報告された日本農

業の動向と今後の農政の基本構想について、日本

社会党を代表して質問いたします。

まず第一に、佐藤総理に伺います。

総理は、昨年四月十六日、衆議院本会議におい

て、農業白書に対するわが党の美濃政市議員の質

問に答えて、「古来から農は國のもとだ、かよう

にいわれております。今日におきましてもやはり

農は國のもとであります。」と農政の最高責任者と

しての政治信条を述べておられます。今日もな

ります。それが八月十三日、二万六百七十二円に

決定したのは政府の本意ではない、もとより政策

の協力で二万五千元台で押しつらうとしたでは

ありませんか。きわめてがんこな低米価政策であ

勵力の転職田畠化に努力せよ。第四点として、その他、選択的拡大、農地法改正などを要求して、國民の目をさまかし、忠実に独立の要求する線を進んでいると思うが、どうだらうか。

いま一つの原因は、外からの圧力であります。端的に申せば、日米安保条約第二条であると考へます。第二条は、日米両国の経済的協力を約束する条項であります。そのことをより具体的にアメリカの方針がアメリカの農産物の最大、最重要な外国市場であること。特に綿花、小麦、大豆が大量に余っている。これを日本が購入してくれないと、アメリカの納税者にとって新たな負担をかけることになります」と言っていることで明らかでありませんか。国を守るということは二十億のF-4ファントムなどしどしつくることはありません。食糧の自給自足を守ることの第一条件であることを、しっかりと確認したいものであります。いかがでしょ、総理の所言を伺いたいのであります。

次に、農林大臣と運輸大臣に質問いたします。

第一は、日まぐるしい農政の転換が地方行政政策をおとしいれていくことであります。秋田県では五石会をつくり、反当五石以上三町歩まとめて収穫をあげたグループには二百万円の賞金をもるということで、四十一年はゼロ、四十二年は一、四十三年には三つのグループの表彰を行ない、創意に満ちた増産運動を行ない、昨年秋、農業祭りの際、表彰式において小畠知事が、「中央がどうあるうちも——いかなることがあっても、わが県はわが道を行く」と断言されたそうです。いま一つは、佐賀県の農政であります。昨年、経済企画庁が発表した経済白書の中で、佐賀県は「米づくり新段階の運動を評価して、『国際化が進む中で日本の新しい農業への明るい展望が地盤」

効率的な日本農業を建設したい」と述べているのであります。しかるに、基本法農政から総合農政への大転換で、佐賀の農民は暗雲におおわれてゐると思います。選択的拡大の策に踊り失敗し、困難な地理的条件を克服し、中型コンバインを軸とした技術革新と協業化、共同化へとひたむきに前進し、稻作に生きる活路を見出、創造してきた佐賀の県ぐるみの努力にいかにこたえるか、農林大臣に指針を示していただきたいと思います。

第一の問題は、行政の不統一が地方自治に大混乱を起こしていることを指摘したいのであります。それは奥能登地域農業開発事業とローカル線能登線廃止についてであります。去る二月五日、現地奥能登に社会党調査団として調査に入りました。関係二市五町村は、町をあげて怒りと失望と不安に包まれていました。開発計画は国営パイロットであり、四十一年の調査に始まり、五十四年に完了するものであります。総額三百七億円の投資、すでに約八億円が投入されています。七戸の農民は、牧畜、果樹、特にクリ、タバコ、桑など、政府が期待するところの総合農政の典型的な計画であり、今日最大の社会問題である過疎対策としてきわめて妥当な計画であると私は思います。ただ、この計画に欠くことのできぬキーボイントがあります。昭和三十九年、能登住民多年の念願であった六十一キロの国鉄能登線ができるなどいうことであります。石川県の総合計画書を見ますまでもなく、ここにあります国鉄能登線と農業開発計画とは不離一体のものであります。しかるに、国鉄は、赤字であるという経営的視点、冷酷な論理で、八十三路線とともに、これを撤発しようとのことです。国鉄と運輸との不統一、各大臣からはつきりと見解を示してもらいたい。望むらくは、奥能登の住民、石川百万県民に希望と光を与えていたた

きたいという期待をこめて、各大臣の答弁を求めるのであります。私は富山の者で、三月末の陸の山野は、ときおりまたみぞれが降ります。い冷たい雨風の中で、農民はいませつせと田のぜ塗りをしているのであります。この風景を見て、政府の方針のよろめきに不安を感じながらも、無表情で実りの秋を信じて働いている農民姿に、まことにどうといものを感じるのであります。政府は、米の歴史を大切にし、激動する国情勢を正しくしっかりとつかんで、日本民族のと日本の独立のため、農は國のもとであるといふ政治的信条に立脚し、農政の再検討を要望して質問を終るものであります。(拍手)

○國務大臣佐藤榮作君「農は國のもとであつて、私の政治的信念には、何ら変わりはありません。從来から、私は、健全な農業の發展はなくて健全な社会経済の發展はあり得ない、かよう考えており、この考え方に基づき農政を進めてまいります。また、いままでもその考え方でまいりましたが、今後もこの考え方に基づいて農政を進めてまいる決意であります。

人の比重が高い、また農政が失敗しているのではないかという御意見でございましたが、私は、本の農業が、過渡期的に、あるいは立地条件をえた場合に、兼業農業が存在することはやむをえないことではないかと、かように思つております。それはそれなりの対策を考え、所得の向上を確保していければけつこうだと、かようにも考えます。しかしながら、基本的には、私は、代的な農業の達成のためには、何といつても農業で自立できる自立經營農家ができるだけ育成していくことが大切だと考えております。このこと自立經營農家の比重が高まつてきておりますが、そういう意味で、今日の事柄、行き方を歓迎することと、かように思つております。

のよに、食管法は、政府による全量買上げを義務づけたものではありませんので、今日のように米が過剰になった状態では、自主流通米を認めても、別に法に違反するもの、かようには私どもは考えておりません。

次に、今日の農業の混乱を来たしたその原因を指摘されていろいろの御意見が述べられました。私も、最近の農業が曲がりかどにきておる、農政が曲がりかどにきておる、かように言われ、そのたびにこの原因をいろいろ考えてみますと、経済の高度成長が種々の面で農業及び農村に影響を与えておるのは事実であります。しかしながら、国民経済の健全な発展は農業の健全な発展なくしてはあり得ないことはさきにも申し述べたとおりで、農業の振興につきましては十分配慮しているところでありますて、農業が犠牲になつていると、いふようなことはありません、私の見るところでは。かくうに思っております。

関西経済連合会の要望点につきましてお話をありましたが、これは農林大臣からお答えすることにいたします。

最後に、ドル効率が農業を不況に立たせている

のじやないかといふお尋ねであります。安全保障
条約第二条、これをあげられてお話をありました
が、最近、米国をはじめとする海外諸国からの農
産物の輸入が増大していることは事実であります
が、国民の必要とする食糧、飼料——えさです
ね——などの輸入であつて、それがわが国の農業
に著しい影響を及ぼしているものは私は考へて
おりません。なお、農産物の輸入自由化の問題に
つきましては、昨年末の閣議決定の趣旨に即して
今後ともわが国農業、農林、水産業に不測の悪影
響を及ぼさないよう十分配慮してまいるつもりで
ございます。(拍手)

〔國務大臣長谷川四郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(長谷川四郎君) 関西の經濟連合会の
要望書について申し上げます。

米穀管理の運営について、最近、米の需給の大幅の緩和の実情、米の管理の現状、これに対しまして、食糧管理制度の根幹を維持しつつ、事態に即応して所要の改善を行なうこととしているところであります。が、関西経済連合会の要望書については、次のように考えております。わが国の農業の最大の作物であり、基本的な国民食糧である米の周接統制については、いろいろ問題が多いので、現段階においては、これに移行することは考えておりませんし、また、米穀市場を再開するなどという考えは毛頭持つておりませんことを明らかにしておきます。

り、総合的な国土開発計画との関連、地域開発等から見た将来性、道路の整備状況等を具体的かつ綿密に調査の上、総合的観点から判断すべきものとお答えをいたしております。したがいまして、能登線につきましても、以上のような事項を具体的かつ綿密に調査した上、総合的観点から慎重に判断することいたしたいと思います。

○議長（重宗雄三君）矢山有作君。

○矢山有作君 私は、日本社会党を代表して、農地法の一部を改正する法律案につれて、政府に対する

松賀君と移田のお話をございましたが、最近この米の需給事情からすると、稻の作付転換や開田の抑制は必要ではあります。しかし、主産地地域における生産性の高い稻作經營を確立し、米の品質の改善をはかることが最も重要であることは明らかなので、これに必要な施策を推進してまいりたいと考えております。このために、地域別の将来の農業の生産分担の姿を示すよう今後つとめることでござります。

（手）
がは、自登の目録の運送力の問題でござりますけれども、大規模な農業開発を推進するためには、交通施設の整備が必要なことは申し上げるまでもございません。奥能登地域の開発に必要な父省と打ち合わせて農業開発に支障のないようしていく考えであります。奥能登の農地造成計画面積は一万七千ヘクタールという大規模なものでございまして、これに対しても支障のないようにしてまいりたいと考えておるのでございます。（拍手）

○國務大臣(原田憲君)　國鉄の赤字路線の問題について、ここで何度もお答えを申し上げておりますが、これを廃止するということは、影響するところが大でござりますから、個々の線区ごとに、鐵道網に占める地位、地域交通に占める役割

それが計算しても一応そなるのであって、五百五十万戸と三十万戸の差五百二十万戸の大部屋を二十年間で切り捨てなければ、自立農家主義は崩壊するのであります。私は、ここにこそ伸びる者にしか眼を向けず、転落して行く人々をおおざりにする基本法農政の赤裸々な姿を見出さざるを得ないのであります。

わが党が農業生産の共同化、集團化を主張するのは、これが農業の機械化、省力化の動向にすなはち即応したものであり、同時に、農業を継続したい人々を守る立場に立っているからであって、政府の非情冷酷な経済合理主義は、この際、根本

を貰くために小作農の大量創設をはかるというのには、何という矛盾ありますよ。自作農を今後も維持したいのであれば、小作統制を現行どおりきびしくして、地主の地位を低く抑え、所有権そのものを、農業を継続したい人に積極的に移ることを考えるべきであり、そうしなければ、所有権移転による農地の流動はかえって減少して、法第五条の目的は全く無意味となるおそれがあるのであります。政府の既成事実放任の責任、文字どおり羊頭狗肉の自作農主義と小作統制の緩和との關係について、農林大臣の見解をお聞きしたい。

第二は、農地流動化の根本的な対策は何かということになります。

私は、農地の流動化促進のためにまず農地法に

的に再検討されねばならないのです。
さらに本改正案は、従来どおり自作農主義を表
看板としておりながら、実は小作農が小作地の所
有権を取得する道を狭め、小作統制をあらゆる面
にわたって大幅に緩和して小作農の大量創設を
ねらっているのであって、看板と内容との間にた
いへんな相違があるのです。しかも、今日
横行しているやみ小作料の水準からすれば、小作
料を自由化するのであるから、それは戦前の寄生
地主制と同様、農業を委縮停滞させるおそれがは
なはだ強いのです。本改正案は、転落する
人たちを顧みない階層分化促進法案であり、農業
の委縮停滞を来たすおそれの強い小作農創設法案
であつて、基本法農政の姿勢を根本的に反省すべ
きだと考ふるのであります。この点について、
まず総理の見解をお伺いしたい。
次に、やや各論にわたり閣係大臣にお伺いしま

第一は、現行法の運用と改正案における自作農主義の矛盾であります。

食管制度も同様であるが、農地制度においては、今日、擬装小作、やみ小作、これに類する請負耕作が横行しておりますが、このような既成事実の醸成は、政府の怠慢以外の何ものでもないのです。また、食管制度を堅持するため自主流通米制度を設けるといふと同様、自作農主義

業協同組合が草地を共同利用する、このような場合には農地法の未墾地買収は適用されない。そこで、今回、農地法を改正をして、そのような土地については知事の裁定によって賃貸借権を協定ができるようになります。畜産の振興をさらに一歩はかるようになります。

最後に、自治大臣への御質問でございましたが、私のほうの関連だけ申し上げておきます。

農地保有の合理化促進事業は、地域における農業事情から、農業經營の規模の拡大や農地の集団化に必要な事業を行なう条件が熟したところでこれを進めることとしておりますし、画一的に実施体または実質的にこれと同一視できるような公益法人に規定するとともに、事業が適正に行なわれるよう十分にこの指導をしてまいります。なまづであるから、その事業主体は当面、地方公共団体

【國務大臣福田赳夫君登壇、拍手】

○國務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

財政当局が農業に対してもいろいろ基本方針をとつておるかと、こういうことかと思います。私は、農村は保護主義——保護政策を必要とする点は、かように考えます。ただ、従来のこの保護政策がどうも価格維持政策に偏しておった、これに偏重しておったところからおもに考えます。この点は大きく反省せらるべきであつて、むしろこの生産性の向上に重点を置く保護政策に向すべきである、かように考えます。つまり、戦後、農業者が立ちおくれた。これは、科学技術の世の中におきまして、科学技術を受け入れる態勢が整つてない、そこに問題があるうかと思うのでありますし、そういうことを頭に置きながら、農業基盤、また生産性の向上、そういうものに力を尽くすべきである、かように考えます。また同時に、私は、農作物の輸入が多くなつてくる、これを実は心配しておるのであります。何とかして小麦を国

内でもつくれないか。あるいは酪農製品を、飼料を、もう少しできないものか。農作物は、食べて再生産がない。石炭や鉄を輸入するのと、おのずかから性格が違うのです。そこで、何とか自給度を向上できまいかということを、財政当局としても真剣に考えるを得ないのあります。そういう見地から、とにかく、経済主義というか、需給といふような大きな線をはすことはできませんけれども、財政当局は、自立農家の育成、こういうものには極力援助をいたしていきたいと、かように考えております。

それから農業者年金につきましては、先ほど總理からお答えがありましたとおり、四十五年を目指といたしましてこれを実施いたしたい、さようになります。(拍手)

【國務大臣斎藤昇君登壇、拍手】

○國務大臣(斎藤昇君) 豊かで生産性の高い農業基盤をつくるためには、農村における社会保障の設備あるいは施設をもつと充実すべきではないかと、御意見に対しましては、全く同意でございますが、本年も特に、農村の医療対策あるいは保健対策等に留意をいたしまして、本年からは特

に、老人対策といたしまして、脳卒中予防特別対策というものをやるようになつた次第でござります。また、簡易水道等を充実をいたしまして、生活環境の整備をさらに進める必要がございますので、本年は、前年に比べて約二一%増の予算をもつて簡易水道の整備につとめたい、かように思つておる次第でありますが、今後もさらにつとめに留意をいたしてまいりたいと思います。

なお、本年実現を見たいと思つて提案をいたしておりますが、国民年金法案も農家の方々の老後に明るい希望を与えるものだと思う次第でございますが、農地の流動化を促進するというような意味合いましても、本年もまた、御指摘の農民年金法を、できるならば来年度からでも実施をいたしたい、というの

【國務大臣野田武夫君登壇、拍手】

○國務大臣(野田武夫君) 私にお尋ねになりまし

た農地保有合理化事業に対するところの非營利法人の指導という点につきましては、すでに農林大臣からもお答え申したとおりでございますので、重ねてお答えいたしません。

次に、固定資産税と本法改正案の関係でございましたが、固定資産税における土地の評価は、自作農または耕作地、自作地の区分とは関係がなく、その売買実例価格を基礎として適正な地価を評定されることにされておりますので、小作料の統制が廃止されたからといって、それだけ直ちに農地の評価に影響を及ぼすことにはなりません。したがつて、本法の改正と、この固定資産税の税率とは関係がないでございますから、特別変更はいたしません。(拍手)

【國務大臣斎藤昇君登壇、拍手】

○議長(重宗雄三君) 斎藤昇君。

【藤原房雄君登壇、拍手】

○藤原房雄君 私は、公明党を代表して、たゞいま報告のありました昭和四十三年度農業の動向に関する年次報告及び昭和四十四年度において講じられた若干の質問をするものであります。

政府は、昭和三十六年農業基本法の制定により、農業構造改善事業をはじめ、農業經營規模の増大、機械化や農地保有の合理化、農業經營の近代化等をうつたってきたのであります。しかし、現実には、政府の行なつた施策は、ことごとく農民を失望させる以外の何ものもなかつたのであります。たとえば、予算措置一つを見ても、農業基本法、農政の柱である農業構造改善事業予算が全農林予算の三、四%であり、これでは近代化にはほど遠いものと言わざるを得ません。さらに、わが

国の農林予算は国家予算の総ワクの中のわずか一〇%、財政投融資では五・五%程度であり、諸外国に比して非常に少ないであります。本気で近代化を実現しよろとするならば、農林予算の大幅な増額をはかるべきであります。この少ない農業投資を見ても、何を基準にして、どのように判断しておられるのか、明確な指針に乏しい。このことがいたずらに農民を不安におとしれ、農業が国際水準より大きく立ちおくれ、また、経済成長より取り残されてしまったのであります。この深刻なわが国農業の現状を開拓するためには、長期展望に基づいた現実的な農業の明確な政策を推進し、農業の健全な発展と農村生活の安定充実をはかるべきであると思うのですが、総理の所信をお伺いいたしたいと思います。

さて、ここで大事なことは、主要農産物を自給できませんのか、それとも輸入によつてまかなくのつかいう基本的な考え方によつて、未来のビジョンは大きく変わつてくるのであります。言うまでもなく、国民に食糧を適正価格で安定的に供給することが農業本来の使命であります。一方、所得水準の向上とともに、でん粉食偏重の食生活はますます改善され、畜産製品等、油脂や良質の動物性たん白質、ビタミン類を含む食品の需要が増加の一途をたどつております。さらに、今後の国民の食生活水準の向上により、食糧需要は年々ますます改善され、畜産製品等、油脂や良質の動物性たん白質、ビタミン類を含む食品の需要が増加して、食糧消費の高度化が進むことは明らかであります。このような食生活の変化に基づいて、総理は、主要農産物は自給を中心とするか、輸入によつてまかなくか、いずれによるべきと思つておられるのか、総理の姿勢を伺いたいのであります。

最近、特に政界や財界の一部には、食糧自給の強化を、前時代的、非経済的との批判をする者がいるが、言語道断と言わねばなりません。フランス、カナダ、オランダ等の自給率は一〇〇%以上か、それに近く、また、西ドイツでも七五%台が維持されているのであります。食糧の余つている

官 報 (号 外)

アメリカにおいてさて、政府はあらゆる財政的援助を惜しまないという明確な基本理念が確立されています。四十一年度の八〇%から四十二年度八三%と回復したといつておりますが、四十二年度は、米の記録的な豊作により、生産が需要を大幅に上回ったためであって、米を除いた主食用農産物の自給率は、四十二年度は六九%で、三十五年当時の八〇%から見ると、大幅に低下しているのであります。また、我が国の一九二二年度の農産物輸入総額は二十三億五千万ドルで、輸入額の二〇%にも及んでいます。もし農業の荒廃を放置するならば、いかにわが国経済の成長力が高くても、ばく大な食糧輸入が日本の国際収支を悪化させることは明らかであります。さらに、世界の食糧事情から見ても、食糧自給率の向上こそ国家の最重要施策として強力に推進すべきと確信するのであります。が、總理並びに農林大臣の所信をお伺いしたいのであります。

次に、農産物の価格補償についてであります。今日の日本農業におきましては、農産物の生産は多数の零細農家によって占められ、多少の生産過剩によつても價格が変動するという、彈力性に乏しく、しかも自然条件に左右されやすく、その價格はきわめて流動的であります。これを放置すれば、農産物の安定した供給を確保することは困難であり、農業所得や消費者家計の安定を阻害することは明らかであります。米以外の農産物については、農産物價格安定法などによる各種の價格補償制により、農産物の七割近く價格の安定が維持されるようになっておりますが、その價格が生産費を下らないといふ保証はないのであります。これはわが国これまでの農業經營が米麦中心であつたことによるものであります。しかも、唯一の完全な價格補償のされている米について見てても、現在この恩恵を受けているのはわずか全農家の七・六%程度の大農家であり、残りの九二・四%の中小農家はわずかばかりの恩恵を受けるに

とどまっているのであります。むしろ、一般農産物の価格の不安定等、価格政策の不徹底のため、米麦中心の非能率的な経営から近代的な経営へと脱皮し切れないのです。米麦作地帯の合理化を進める一方、適地適作主義に基づく畜産、果樹、園芸作物などの経営を振興して、土地の集約的利用による生産性の向上をはかるため、米麦中題に關する対策について、大蔵大臣並びに農林大臣の所見をお伺いいたします。

次に、農業生産基盤整備についてであります。

農業は、単に保護されていくだけではなく、さらに積極的に発展させていくためには、農業生産の能率化を促進することが必要であります。また、農業生産に必要な農用資材、すなわち肥料、農機具等の購入価格の引き下げ、さらに集団栽培や農地の交換合分を進め、一方においては十分な国庫補助により耕地基盤整備を強力に推進し、生産性の向上をはかるべきだと思いますが、いかがお考へか承りたいのであります。

また、農地問題は、國全体の最も重要で、解決を怠がなければならぬ問題であります。また、農地問題は農業の分野だけでは解決不可能であります。特に都市周辺の近郊農地の宅地化や工業用地化、さらには山間僻地等の過疎化等による農地の荒廃現象は顕著となつております。この問題解決に臣並びに農林大臣にお伺いいたします。

わが国の耕地面積は、わずか一六%と、きわめて低いのであります。政府は、農用地の造成開発が農地地流动化とともに經營規模拡大の重要な点であるという見地から、全額國庫負担による農用地開発造成を最重点の一つとした農政に改むべきと田発うが、農林大臣の所見をお伺いしたい。

次に、融資制度の充実であります。農業経営の安定化をはかるためには、資金の面から積極的に援助を行なわなければならない。経営規模の拡大や機械化等によつて農業の体質改善を促進するためにも、多額の資金を必要とするのであります。現在それに対しいろいろな形で投融資が行なわれておりますが、はたしてそれが効果的に投融資されているか、どう力を發揮しているか、変動する社会経済情勢に耐えられるだけの力を農業経営に与えているかどうかが問題であります。昭和四十三年度から、新たに総合資金制度がスタートいたしました。これは従来より一步前進したものであります。しかし幾多の問題が残されているのであります。その一つは、融資対策を選別する事項があげられていますが、農家をどう選別し育成するのか、その基準と方針をお伺いしたいのであります。また、貸し付け金の利率も高く、据え置きが短く、融資対象となつた農家はその巨額な資金の返済の負担が大き過ぎますし、さらに担保評価額の問題等山積みしておりますが、もう一步資金援助があれば浮揚できる農家に、思い切った施策が必要であります。自立化へのめどが立てば、後継者問題もかなり解決すると思われる所以であります。

さらに、東北、北海道等における開拓農家及び開拓農協は、入植以来、困難な營農条件により、累積負債の固定化のため、開拓者の營農はもちらんのこと、開拓農協の運営整理に重大な阻害要因となつてゐる現状からして、十分なる考慮が必要であります。總理並びに農林大臣の所見をお伺いしたいのであります。

最後に、農業労働力の減少についてであります。

農戸数は、この一年間、八万一千戸減少し、就業人口もついに九百万となり、全就業人口の二割を割る状態となつたのであります。これは、労働力から見た産業構造を数字の上から見れば、先進国並みといわれるが、都市政策や農業政策が終

合的に確立されないため、多くの問題を提起しているのであります。農業の体質改善の道程において、離農あるいは転職が見られる場合は、職業訓練の充実、また、職業選択の自由を保障することも、産業の発展に応する適切な転職訓練を実施し、生活安定と、公営の労働者住宅の確保等を、国は責任を持ってなすべきであります。また、離農、經營委譲、老齢者のための農業者年金制度を、一日も早く実現すべきであると思うのであります。が、總理の御所見をお伺いいたします。
以上、基本的な問題について、政府の具体性ある答弁を期待して、質問を終わります。(拍手)
〔國務大臣佐藤榮作君登壇 拍手〕
○國務大臣(佐藤榮作君) 藤原君にお答えいたします。
私は二点についてお答えしたいと思います。あと、その他の点は、それぞれの大臣からお答えさせることにいたします。
まず、基本的な農業のビジョン、それは一体何が、こういうお尋ねでございますが、私は、いろいろ考えてみておりますが、一口に申しますれば、生産力が高く、生活環境もよく整備された農村の姿、これがビジョンではないかと、私は、かように考えております。そのためには、農業生産の面におきまして、計画化、機械化をはかるにより、国民の需要に見合つて、いわゆる食糧を効率的に生産する体制をつくつてまいることが重要であります。それと同時に、農業生産をになう農家の面を重視することも必要であります。自主経営農家の育成や、兼業農家の生産性向上に一そく努力いたしたいと、かように考えております。
次に、国民生活に必要な主要食糧は、なるべく国内でまかなうことが望ましいと、かように考えており、この点は、藤原君と全く同意見であると、私は思っております。したがいまして、政府の見通しにおきましては、米は完全自給、野菜、果実、畜産物等は、おおむね自給の線に近いと、かように考えて、増産することを期待しております。

す。農産物の種類によりまして、自給の考え方が異なるのは当然であります。いざれも生産性の向上を主眼として、施策を進め、全体として、できるだけ自給度を高めるように、その点に努力を払つてつとめてまいりたいと、かように考えております。

以上お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣長谷川四郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(長谷川四郎君) お答え申し上げま

す。ただいま總理から御答弁がございましたように、国内において生産をして、はたして、はたして、その生産性と所得とのバランスがどうかといふ

うようなものは、やはり何といつても日本の農業上の性格からいって増産していくということはなかなか困難でございまして、しかし、やはりとにかくこれらが相当量輸入にたよることになつておますが、それも今後は適地適産という点に立つて、なるべく輸入を少なくするような施策も十分に加えていくつもりでございます。

次の、農産物の価格安定でござりますけれども、農業所得の確保にとって、国民生活の安定、向上にとりましても、きわめて重要でございまして、このため政府は、米麦をはじめとして農業生産額の約七割に相当する農作物については、各種の手段によつて価格政策が行なわれております。今後とも畜産、蚕糸、園芸等について価格の安定を主眼として価格政策といふものの適正な運用をはかつてまいりたいと、このように考えておるの

でございます。

次は、自立經營の育成でございますが、これら

を金融的側面から助長するために、從来から農林

漁業金融公庫資金や農業の近代化資金を活用してあります。四十三年度には総合資金制度を創設し

て思い切った金融措置を講じておりますが、明年大幅な拡大をはかつておりますし、また、農業の近代化資金の融資ワクを約三倍に増額をさせており

ます。四十三年度と比較しますと、たとえば農林公庫の融資ワクが千八百億だったものを二千二十億にして、さらに、農業の近代化資金は一千億で

あつたのが今年度は三千億に増額をしておるのでございましたが、これに付けて、農業の近代化資金は一千億で

あつたのが今年度は三千億に増額をしておるのでございましたから、これらについては十分な思量を

加えておると考えられておると思うのでございま

す。

さらに、農村の近代化を進めるため農村を魅力あるものにするためにはと、お話をございます

が、私たちも当然であると考えますので、農村の生活環境を整備することが重要であると考え、こ

なつておりますが、それも今後は適地適産といふ

点に立つて、なるべく輸入を少なくするような施

策も十分に加えていくつもりでござります。

それから、農用地を開拓する事業は、国民食糧の恒久基盤を整備するという公共性の強い事業でござります。

造成された農用地が、個々の農家の生活環境施設の整備につとめてまいりたいと考えておる

がございます。

次は、自立經營の育成でございますが、これら

では困難であるうと思います。しかしながら、こ

の種の事業の円滑な実施をはかるために、今後とも、農民負担の実態、事業の実施状況等を十分見

てきわめまして、助成内容につとめてまいりたいと思う所存でございます。現在、たとえば国

が補助しております。県営は六五%，團体営が五五%，北海道は、さらにこの上五%の上乗せ

をして、現在実施を行なつておるのでございま

す。

以上でござります。

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳夫君) お答えいたします。

いま農林大臣からお答えがありましたがあつたが、先ほど矢山さんにも申し上げた農業の生産基盤向

上、この施策をやっていくためには金が必要であります。そこで、やはり自立農家ということでありま

す。そこで、やはり自立農家といふことであつた

が、私たちは当然であると考えますので、農村の

生活環境を整備することが重要であると考え、こ

のため政府としては、補助または融資措置によつて、農村の道路、農家住宅、下水道、上水道その他各種施設の整備につとめているところでございま

す。それから、農用地を開拓する事業は、国民食糧の恒久基盤を整備するという公共性の強い事業でござります。

造成された農用地が、個々の農家の生活環境施設の整備につとめてまいりたいと考えておる

がございます。

次は、自立經營の育成でございますが、これら

政策、それから国産大豆につきましては交付金を交付して援助しております。

その他野菜につきましても調整措置をやつておりますが、これは生産基盤の向上こそが、これが重要なことで、価格維持政策は補助的手段と見なければならぬ。いま

ケース・バイ・ケースでそれらの品物を広く価格政策をやつておりますけれども、価格維持政策が必要でなくなるように、生産基盤の醸成につとめていかなければならぬ、かように考えます。しかし、当面はどうしてもケース・バイ・ケース、

価格政策ということをやつていかざるを得ない。

それから北海道の開拓者について、いま農林大臣から答弁がございませんでしたが、今回北海道その他の開拓者の困窮を救済するために、政府資金の融資したものを利用下げるとか、償還期限を延長するとか、徴収の停止までするとか、そちらのことを含みました法案を提案をしま準備をいたしておるわけであります。それから、これは政

府資金についてのことでござりますが、一般の系統資金につきましては、自作農維持資金の運用等によりまして、困窮した開拓者の生計の立て直しをとつておるわけであります。それから、これは政

府資金についてのことといたしまして、償還期限の延長といふようなことをするためには、償還期限の延長といふようなことをとつておるわけであります。

それでおるわけであります。開拓者は非常に苦労をされておることはよく承知しておりますので、政府

といつてしましてはできる限りの措置を講じると、

かように考えております。(拍手)

〔國務大臣坪川信三君登壇、拍手〕

○國務大臣(坪川信三君) 藤原議員にお答えいたします。

都市に対するところの過疎対策とともに、最近における顕著な農山村の過疎対策は、政府といたしましては、最も重要な、大切な政策の一つとして、昭和四十四年度の予算においてもその線に沿つて配慮をいたしておるような次第であります。特に、地方道の中におけるところの道路整備の中において最も重要な山村振興あるいは離島振興道路あるいは奥地等産業開発道路につきましては、四十四年度の予算におきましても、最も力を傾注いたしまして、前年度よりも山村振興に対しましては約三八%、また産業開発等の道路に対しましては前年度比一八%の増をもつて予算配慮をいたし、積極的に過疎対策を打ち立てているよう次第でございますので、御了承願いたいと思います。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の發言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長山

本利壽君。

**審査報告書
在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年三月二十日

外務委員長 山本 利壽

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在外公館に勤務する外務公務員の給与制度を合理化するため、従来在勤俸及び加俸と呼称されていたものをすべて手当に改め、従来の在勤俸に相当するものとして在勤基本手当と住居手当の二種の手当を設け、また在外研修員に対し、在勤手当に代わり研修員手当を支給することとともに、世界各地の物価の上昇を勘案し、在外職員の給与額を改定しようとするものであつて、妥当な措置と認めた。

一、費用
本法施行に要する費用として、昭和四十四年度予算に三億三千七百万円が計上されている。

- 2 在勤基本手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するため支給する。
- 3 住居手当は、在外職員(国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)第十条又は第十二条第一項の規定により公邸又は無料宿舎の貸与を受けるものを除く。)が在外公館において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。
- 4 配偶者手当は、配偶者(在外職員を除く。)を伴う在外職員に支給する。
- 5 館長代理手当は、在外公館の長の事務の代理をする在外職員(以下「館長代理」という。)に支給する。
- 6 兼勤手当は、兼職を命ぜられて在勤地以外の地に駐在し、又は他の在外公館に勤務する在外職員に対し、国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第一百一条第一項後段の規定にかかわらず、支給する。
- 7 特殊語学手当は、特殊の語学の研修を命ぜられた在外職員に支給する。
- 8 研修員手当は、外務公務員法(昭和二十四年法律第四十一号)第十五条の規定に基づき外国人において研修を命ぜられた者(以下「在外研修員」という。)に支給する。在外研修員には、研修員手当以外の在勤手当は、支給しない。
- 9 第七条第一項中「在勤俸」を「在勤手当」に改める。
- 10 第八条(見出しを含む。)及び第九条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改める。
- 11 第六条を次のよう改める。
(在勤手当の種類)
第六条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、館長代理手当、兼勤手当、特殊語学手当及び研修員手当とする。

第十条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条を第十条の一とし、同条の前に次の「一条を加える。

(在勤基本手当の支給額)

第十条 在勤基本手当の月額は、別表第一の定めるところに従い、在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて定める。

2 在勤基本手当の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第十一条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改める。

第十二条を次のように改める。

(住居手当の支給額)

第十二条の二 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

2 外國において新たに在外職員となつた者には、その日から住居手当を支給する。

3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。

4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、

第一項の規定にかかわらず、百八十日以内においてその事故の存する間、従前の住居手当の支給額の百分の二十に相当する額を支給することができる。

5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、そろに従い、在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて定める額(配偶者を伴う在外職員以外の者にあつては、その額の百分の八十に相当する額)を限度とする。

2 住居手当の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第十二条を次のように改める。

(住居手当の支給額)

第十二条の二 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

2 外國において新たに在外職員となつた者には、その日から住居手当を支給する。

3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。

4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、

第一項の規定にかかわらず、百八十日以内においてその事故の存する間、従前の住居手当の支給額の百分の二十に相当する額を支給することができる。

5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、そろに従い、在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて定める額(配偶者を伴う在外職員以外の者にあつては、その額の百分の八十に相当する額)を限度とする。

外職員が死亡した時伴つていた配偶者に従前の住手当の支給額の百分の二十に相当する額を支給することができる。

第十三条(見出しを含む。)中「兼勤加俸」を「兼勤俸」に改め、同条中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に、「在勤俸」を「在勤基本手当」に、「館長代理加俸」を「館長代理手当」に、「兼勤加俸」を「兼勤手当」に、「当該加俸」を「これらの手当」に改める。

第十四条(見出しを含む。)中「配偶者手当」に改め、同条第一項及び第二項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条第三項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

第十五条(見出しを含む。)中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

第十六条(見出しを含む。)中「館長代理加俸」を「館長代理手当」に改め、同条中「館長代理加俸」を「館長代理手当」に改め、同条中「在勤俸」を「在勤基本手当」に、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条第三項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

外職員に、当該を削り、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条の次に次の「一条を加える。

(研修員手当の支給額)

第二十条の二 研修員手当の月額は、別表第三の定めるところに従い、号の別によつて定める。

2 研修員手当の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

(研修員手当の支給期間)

第二十条の三 研修員手当は、在外研修員が在勤地に到着した日の翌日から在外研修員を免ぜられて帰国し又は他の在外公館に勤務するため在外勤地を出発する日(同一の在外公館の館務に従事することを命ぜられた者にあつては、その命ぜられた日)の前日まで、支給する。

2 在外研修員が離職し、又は死亡したときは、その日まで研修員手当を支給する。

別表を次のように改める。

別表第一 在勦基本手當

一
大佛館

(注) 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

官 報 (号 外)

13

エル・サルバドル	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261	
ガイアナ	1,150	895	819	743	667	565	496	445	411	377	342	308	274	
ギニア	1,200	938	861	769	687	581	511	458	422	387	352	317	282	
グアテマラ	1,150	898	811	780	648	549	482	432	399	366	333	289	266	
コスタ・リカ	1,150	887	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243	
コロンビア	1,150	887	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243	
ジャマイカ	1,150	899	834	770	706	597	525	470	434	398	362	326	289	
チリ	1,200	928	830	733	636	538	473	424	391	359	326	293	261	
ドミニカ共和国	1,150	889	834	770	706	597	525	470	434	398	362	326	289	
トリニダード・トバゴ	1,150	895	819	743	667	565	496	445	411	377	342	308	274	
ニカラグア	1,150	887	827	757	637	581	511	458	422	387	352	317	282	
ハイチ	1,150	901	842	784	725	613	539	483	446	409	372	334	297	
パナマ	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261	
ペラグライ	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261	
バルバドス	1,150	895	819	743	667	565	496	445	411	377	342	308	274	
プラジル	1,300	995	860	726	591	500	440	394	364	333	303	273	243	
ペルー	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
ボリビア	1,150	901	842	784	725	613	539	483	446	409	372	334	297	
ホンジュラス	1,150	895	819	743	667	565	496	445	411	377	342	308	274	
メキシコ	1,250	961	844	727	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
歐州	アイスランド	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
アイルランド	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
イタリア	1,300	1,000	878	757	636	538	473	424	391	359	326	293	261	
ヴァチカン	1,150	1,000	878	757	636	538	473	424	391	359	326	293	261	
オーストリア	1,200	925	820	715	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
オランダ	1,200	925	820	715	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
ギリシャ	1,150	887	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243	

昭和十五年川口市立図書館叢書十一号 在本公館に蔵有する外務省所蔵の論文、小説、文庫等の一覧表

六八

サイプラス	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
スイス	1,300	1,001	883	766	648	549	482	432	399	366	333	299	266	
スウェーデン	1,200	931	843	755	687	565	496	445	411	377	342	308	274	
スペイン	1,200	923	812	702	591	500	440	394	364	333	303	273	243	
ソヴィエト連邦	2,050	1,558	1,312	1,066	820	694	610	547	505	463	421	378	336	
チニコスロヴァキア	1,700	1,297	1,106	916	725	613	539	483	446	409	372	334	297	
デンマーク	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
ドイツ	1,400	1,069	916	763	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
ノルウェー	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
ハンガリー	1,450	1,117	986	856	725	613	539	483	446	409	372	334	297	
フィンランド	1,150	892	806	721	636	538	478	424	391	359	326	293	261	
フランス	1,550	1,185	1,019	853	687	581	511	458	422	387	352	317	282	
ブルガリア	1,450	1,118	994	869	744	629	553	496	458	420	381	343	305	
ベルギー	1,250	964	854	745	636	538	473	424	391	359	326	293	261	
ポーランド	1,700	1,297	1,106	916	725	613	539	483	446	409	372	334	297	
ポルトガル	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
マルタ	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261	
ユーローラシア	1,200	925	820	715	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
ルーマニア	1,450	1,118	994	869	744	629	553	496	458	420	381	343	305	
ルクセンブルグ	1,200	928	830	733	636	538	473	424	391	359	326	293	261	
連合王国	1,550	1,180	998	817	636	538	473	424	391	359	326	293	261	
大洋州	オーストラリア ニュージーランド	1,300 1,150	997 887	868 788	739 690	610 591	516 500	454 440	407 394	376 364	344 333	313 303	282 273	250 243
中近東	アフガニスタン イエメン イスラエル イラク	1,250 1,150 1,150 1,250	982 916 887 976	928 903 788 905	874 890 744 834	820 890 636 763	694 877 496 645	610 742 500	547 652 440	505 585 394	463 565 364	421 496 333	378 445 303	336 274 243 318

アフリカ	アラブ連合共和国	1,250	961	844	727	610	516	454	407	376	344	318	282	250
	アルジェリア	1,250	974	888	821	744	629	553	496	458	420	381	343	305
	ウガンダ	1,250	964	854	745	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	エティオピア	1,300	1,010	922	833	744	629	553	496	458	420	381	343	305
	ガーナ	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
	ガボン	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
	上ザンベジ	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
	カメルーン	1,300	1,028	990	953	915	775	681	610	563	516	469	422	376
	ガンビア	1,250	990	958	927	896	758	667	598	552	506	460	414	368
	ギニア	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
	ケニア	1,250	964	854	745	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	コソボゴー(キソシヤサ)	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
	コソボゴー(プラザヴィル)	1,250	993	974	954	934	791	695	623	575	527	479	431	383
	ザンビア	1,300	1,012	929	846	763	645	557	509	469	430	391	352	313
	シェラ・レオネ	1,300	1,020	960	899	839	710	624	559	516	473	430	387	344
	スリランカ	1,300	1,026	982	939	896	758	657	598	552	506	460	414	368
	セネガル	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
象牙海岸共和国	ソマリア	1,300	1,028	990	953	915	775	681	610	563	516	469	422	376

昭和四十四年三月一二十四日 参議院会議録第一二一号 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一九八

ダホメ	1,250	983	974	954	934	911	895	873	575	527	479	431	383
タンザニア	1,250	976	905	834	763	645	567	509	469	430	391	352	313
チャード	1,250	993	974	954	934	791	695	623	575	527	479	431	383
中央アフリカ共和国	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
ティニジア	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261
トーゴー	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
ナイジニア	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
ニジェール	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
ブルンディ	1,250	986	943	901	858	726	638	572	528	484	440	396	352
ボツワナ	1,200	937	866	796	725	613	539	483	446	409	372	334	297
マダガスカル	1,300	1,016	944	873	801	678	596	534	493	452	411	370	329
マラウイ	1,200	938	874	809	744	629	553	496	458	420	381	343	305
マリ	1,300	1,028	990	953	915	775	681	610	563	516	469	422	376
南アフリカ共和国	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
モーリシャス	1,250	980	920	861	801	678	596	534	493	452	411	370	329
モーリタニア	1,250	990	958	927	896	758	667	598	552	506	460	414	368
モロッコ	1,150	893	811	780	648	549	482	432	399	366	333	299	266
リビア	1,150	899	834	770	706	597	525	470	434	398	362	326	289
リベリア	1,300	1,026	982	939	886	758	667	598	552	506	460	414	368
ルワンダ	1,200	937	889	839	710	624	559	516	473	430	387	344	304
レソト	1,200	939	796	725	613	539	483	446	409	372	334	297	257

(外) 報 告

17

ジャカルタ	1,050	883	766	648	549	482	432	399	366	333	299	266
バンコック	1,050	939	803	667	565	496	445	411	377	342	308	274
釜山	1,100	931	790	648	549	482	432	399	366	333	299	266
台北	1,050	926	781	636	538	473	424	391	359	326	293	261
高雄	1,050	926	781	636	538	473	424	391	359	326	293	261
カラチ	1,100	859	754	648	549	482	432	398	366	333	299	266
ダッカ	1,100	898	821	744	629	553	496	458	420	381	343	305
マニラ	1,050	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274
香港	1,250	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
北米												
サン・フランシスコ	1,200	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
シアトル	1,200	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
シカゴ	1,200	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
ニューオーリンズ	1,150	1,012	811	610	516	454	407	376	344	313	282	250
ニューヨーク	1,250	1,043	865	687	581	511	458	422	387	352	317	282
ヒューストン	1,150	1,012	811	610	516	454	407	376	344	313	282	250
ポートランド	1,150	1,012	811	610	516	454	407	376	344	313	282	250
ホノルル	1,200	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
ロス・アンジエ尔斯	1,200	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
サンフランシスコ	1,050	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
ウェニペック	1,000	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
トロント	1,100	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
モントリオール	1,050	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
中南米												
サン・パウロ	1,100	860	726	591	500	440	394	364	333	303	273	243
ペレーヌ	1,050	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274
ボルト・アレグレ	1,050	853	712	572	484	425	381	352	323	293	264	235
レシフェ	1,050	878	757	636	538	473	424	391	359	326	293	261

(外) 報官

三 駐事館

地 域	所 在 地	領事館 の 長	号 别										
			1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
ア フ リ カ	ア フ リ カ	ア フ リ カ	1,100	868	789	610	516	454	407	376	344	313	282
	ソーラスベリー	ソーラスベリー	1,100	878	757	636	538	473	424	391	359	326	293
	コタ・キナバル	コタ・キナバル	1,000	875	781	687	581	511	458	422	387	352	317
大 洋 州	シドニー	シドニー	1,150	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282
	ペース	ペース	1,100	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282
	メルボルン	メルボルン	1,100	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282
歐 州	ミラノ	ミラノ	1,100	883	766	648	549	482	432	399	366	333	299
	ジュネーヴ	ジュネーヴ	1,100	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308
	ラス・パルマス	ラス・パルマス	1,000	805	688	572	484	425	381	352	323	293	264
北米	ナホトカ	ナホトカ	1,350	1,312	1,066	820	694	610	547	505	463	421	378
	ハバロフスク	ハバロフスク	1,350	1,312	1,066	820	694	610	547	505	463	421	378
	デュッセルドルフ	デュッセルドルフ	1,100	916	763	610	516	454	407	376	344	313	282
ヨーロッパ	ハンブルク	ハンブルク	1,100	916	763	610	516	454	407	376	344	313	282
	ベルリン	ベルリン	1,150	916	763	610	516	454	407	376	344	313	282
	ボン	ボン	1,100	916	763	610	516	454	407	376	344	313	282
オセアニア	パリ	パリ	1,200	1,019	853	687	581	511	458	422	387	352	317
	ロンドン	ロンドン	1,200	998	817	636	538	473	424	391	359	326	293
	シドニー	シドニー	1,150	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282

四 政府代表部

中南米 リマ	マナオス 1,050 1,000	906 796	806 708	706 610	597 516	525 454	470 407	434 376	398 344	362 313	326 282	289 250
大洋州 オーフラント	ブリスベン 1,050 1,050	868 788	739 690	610 591	516 500	454 440	407 394	376 364	344 333	313 303	282 273	250 243
中近東 イスラムブル	1,000	836	714	591	500	440	394	364	333	303	273	243

別表第二 住居手当

(注) 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

一 大使館

地 域	所 在 地	号										別		
		大 使	公 使	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			
北米 (国際連合)	ニューヨーク	1,600	1,221	1,043	865	687	581	511	458	422	387	352	317	282
歐州 (在ジヌネーヴ国際機関) ナヨリ (経済協力開発機構)	ジヌネーヴ ナヨリ	1,300	1,003	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274
		1,550	1,185	1,019	853	687	581	511	458	422	387	352	317	282

フィリピン	520	430	355	295	235	190	150	130	120	105	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10
マレーシア	495	410	335	280	225	180	145	130	120	105	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10
モルディブ	365	300	250	205	165	135	105	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10	10	10	10
ラオス	365	300	250	205	165	135	105	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10	10	10	10
北米	アメリカ合衆国 カナダ	520 495	430 410	355 335	295 280	235 225	190 180	150 145	130	120	105	90	80	70	60	50	40	30	20	10
中南米	アルゼンティン アルゼンチン	520	430	355	295	235	190	150	130	120	105	90	80	70	60	50	40	30	20	10
	ペルー ペル	570	470	390	325	260	210	165	140	130	120	110	100	90	80	70	60	50	40	30
	チリ チリ	440	365	300	250	200	160	130	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10
	エクアドル エクアドル	415	345	285	235	190	150	120	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10	10
	エル・サルバドル エル・サルバドル	470	385	320	265	210	170	135	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10
	ガイアナ ガイアナ	470	385	320	265	210	170	135	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10
	キューバ キューバ	440	365	300	250	200	160	130	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10
	グアテマラ グアテマラ	415	345	285	235	190	150	120	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10	10
	コスタ・リカ コスタ・リカ	415	345	285	235	190	150	120	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10	10
	コロンビア コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	130	120	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20
	ジャマイカ ジャマイカ	470	385	320	265	210	170	135	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10
	チリ チリ	440	365	300	250	200	160	130	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10
	ドミニカ共和国 ドミニカ共和国	470	385	320	265	210	170	135	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10
	トリニダード・トバゴ トリニダード・トバゴ	470	385	320	265	210	170	135	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10
	ニカラグア ニカラグア	415	345	285	235	190	150	120	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10	10
	ハイチ ハイチ	470	385	320	265	210	170	135	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10
	パナマ パナマ	415	345	285	235	190	150	120	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10	10
	パラグアイ パラグアイ	415	345	285	235	190	150	120	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10	10
	バルバドス バルバドス	470	385	320	265	210	170	135	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10
	ブラジル ブラジル	520	430	355	295	235	190	150	130	120	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20
	ペルー ペルー	520	430	355	295	235	190	150	130	120	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20
歐州	アイスランド アイスランド	440	365	300	250	205	165	135	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10
	オランダ オランダ	495	410	335	280	225	180	145	120	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10
	ギリシャ ギリシャ	440	365	300	250	205	165	135	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10
	サイprus サイprus	415	345	285	235	190	150	120	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10	10
	スペイン スペイン	415	345	285	235	190	150	120	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10	10
	ソヴィエト連邦 ソヴィエト連邦	440	365	300	250	205	165	135	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10
	チュニコスロヴェニア チュニコスロヴェニア	285	235	190	150	120	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10	10	10	10
	デンマーク デンマーク	440	365	300	250	205	165	135	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10
	ドイツ ドイツ	440	365	300	250	205	165	135	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10
	ノールウェー ノールウェー	415	345	285	235	190	150	120	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10	10
	ハンガリー ハンガリー	285	235	190	150	120	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10	10	10	10
	フィンランド フィンランド	470	385	320	265	210	170	135	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10
	フランス フランス	675	560	460	380	305	250	205	160	130	105	90	80	70	60	50	40	30	20	10
	ブルガリア ブルガリア	440	365	300	250	205	165	135	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10
	ベルギー ベルギー	520	430	355	295	235	190	150	130	120	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20
	ポーランド ポーランド	365	300	250	205	165	135	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10	10
	ポルトガル ポルトガル	415	345	285	235	190	150	130	120	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10
	マルタ マルタ	390	325	265	205	170	135	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	10	10

ヨーロースラヴィア	495	410	335	280	225	180	145	ガンビア	570	470	390	325	260	210	165	
ルーマニア	440	365	300	250	200	160	130	ギニア	625	515	425	355	280	225	180	
ルクセンブルグ	470	385	320	265	210	170	135	ケニア	495	410	335	280	225	180	145	
連合王国	520	430	355	295	235	190	150	コソボー(キソシャサ)	520	430	355	295	235	180	150	
大洋州	オーストラリア ニューカレドニア	415 390	345 325	285 265	235 220	190 175	150 145	コソボー(プラザヴィル) ザンビア	520	430	355	295	235	180	150	
中近東	アフガニスタン	415	345	285	235	190	150	ジエラ・レオーネ	625	515	425	355	280	225	180	
	イエメン	440	365	300	250	200	160	セネガル	570	470	390	325	260	210	165	
	イスラエル	440	365	300	250	200	160	象牙海岸共和国	675	560	460	380	305	245	195	
	イラク	470	385	320	265	210	170	ソマリア	520	430	355	295	235	190	150	
	iran	570	470	390	325	260	210	ダホメ	520	430	355	295	235	190	150	
	クウェート	625	515	425	355	280	225	タンザニア	520	430	355	295	235	190	150	
	サウジアラビア	625	515	425	355	280	225	チャード	520	430	355	295	235	190	150	
	ジョルダン	470	385	320	265	210	170	中央アフリカ共和国	520	430	355	295	235	190	150	
	シリア	365	300	250	205	165	135	テュニジア	520	430	355	295	235	190	150	
	トルコ	440	365	300	250	200	160	トゴ	520	430	355	295	235	190	150	
	南イエメン	440	365	300	250	200	160	ナイジリア	440	365	300	250	200	160	130	
	レバノン	440	365	300	250	200	160	ニジェール	520	430	355	295	235	190	150	
アフリカ	アラブ連合共和国	415	345	285	190	150	120	ブルンディ	440	365	300	250	200	160	130	
	アルジェリア	545	450	370	310	245	200	160	ボツワナ	390	325	265	220	175	145	115
	ウガンダ	440	365	300	250	200	160	マダガスカル	495	410	335	280	225	180	145	
	エティオピア	520	430	355	295	235	190	マラウイ	520	430	355	295	235	190	150	
	ガーナ	520	430	355	295	235	190	マリ	625	515	425	355	280	225	180	
	ガボン	520	430	355	295	235	190	南アフリカ共和国	390	325	265	220	175	145	115	
	上セントルシア	625	515	425	355	280	225	モーリシャス	495	410	335	280	225	180	145	
	カメリーン	520	430	355	295	235	190	モーリタニア	570	470	390	325	260	210	165	
								モロッコ	415	345	285	235	190	150	120	

(外)号(報)官

リビア	520	430	355	295	235	190	150
リベリア	520	430	355	295	235	190	150
ルワンダ	440	365	300	250	200	160	130
レソト	365	300	250	205	165	135	105

二、総領事館

地 域	所 在 地	号 别					
		1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号
アジア	カルカタ	385	320	265	210	170	135
	ポンペイ	385	320	265	210	170	135
	マドラス	385	320	265	210	170	135
	ジャカルタ	300	250	205	165	135	105
	バンコク	430	355	295	255	190	150
釜山		345	285	235	190	150	120
台北	高雄	380	250	205	165	135	105
カラチ		430	355	295	235	190	150
ダッカ		385	320	265	210	170	135
マニラ		430	355	295	235	190	150
香港		430	355	295	235	190	150
北米	サン・フランシスコ	385	320	265	210	170	135
	シートル	385	320	265	210	170	135
	シカゴ	385	320	265	210	170	135
	ニューヨーク	365	300	250	200	160	130
	ヒューストン	560	460	380	305	245	195
	ポートランド	365	300	250	200	160	130

中南米	サン・パウロ ペレーン	385 365	320 300	265 250	210 200	170 160	135 130
歐州	ミラノ ジュネーヴ ラス・ベルマス	430 430	385 355	295 295	235 235	190 190	150 150
	ナホトカ ハバロフスク	345 335	285 235	235 195	165 165	130 130	85 85
	デュッセルドルフ ハンブルグ	365 365	300 250	250 200	200 160	160 160	130 130
	ベルリン ボン	365 365	300 250	200 160	160 130	130 130	105 105
	パリ ロンドン	430 430	355 355	295 295	235 235	190 190	150 150
大洋州	シドニー ペース メルボルン	345 325 345	285 265 285	235 220 190	190 175 150	150 145 120	120 115 115
アフリカ	ブレドリア	325	265	220	175	145	115

田一郎君。

審査報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年三月二十日

内閣委員長 八田 一朗

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 石井光次郎

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年二月二十八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

別表
一 大使館

地 域	名 称	国 名	位 置
		地	名
アジア			
	在インド日本国大使館	印度	ニューデリー
	在インドネシア日本国大使館	印度尼西亚	ジャカルタ
	在ヴィエトナム日本国大使館	越南	サイゴン
	在カンボディア日本国大使館	柬埔寨	փռոնբ
	在シンガポール日本国大使館	新加坡	シンガポール
	在セイロン日本国大使館	锡兰	科伦坡
	在タイ日本国大使館	泰国	バンコク
	在大韓民国日本国大使館	大韩民国	ソウル
	在中華民国日本国大使館	中华民国	台北
	在ネパール日本国大使館	尼泊尔	カトマンドゥ
	在パキスタン日本国大使館	巴基斯坦	イスラマバード
	在ビルマ日本国大使館	缅甸	ラシガーン
	在フィリピン日本国大使館	菲律宾	マニラ
	在マレーシア日本国大使館	马来西亚	クアラ・ランプール

本法律案は、外交上の儀礼に関する事務を総括整理させるため、儀典長一人を新設すること、在外公館の名称及び位置を定める法律を廃止して外務省設置法で定めることとすること、在南イエメン及び在モーリシャスの各大使館並びに在アンカラ・ジ領事館を新設すること等であつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律の施行に要する経費は、約二千三百四十万円で、昭和四十四年度一般会計予算に計上されている。

外務省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
部」を、「領事館分館及び政府代表部」に改める。

部、在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部及び經濟協力開発機構日本政府代表部を除く。以下本条とおりとする」に改め、同条第二項中「前項の法律と定めるもの外」を「別表に掲げるもののほか」に改め、同条第四項を削る。

附則の次に次の別表を加える。
第一五条第二項中「及び領事館」を「領事館及び政府代表部」に、「及び領事」とし、国際連合日本政府代表部及び經濟協力開発機構日本政府代表部の長は、「を」、「領事及び」に改める。

官報(号外)

25

中南米	在アルゼンティン日本国大使館	アルゼンティン	モルディブ	在モルディブ日本国大使館
	在カナダ日本国大使館	カナダ	ラオス	在ラオス日本国大使館
北米	在アメリカ合衆国日本国大使館	アメリカ合衆国	ワシントン	在アイスランド日本国大使館
	在オーストリア日本国大使館	オーストリア	オタワ	在オーストリア日本国大使館
ヨーロッパ	在アルゼンティン日本国大使館	アルゼンティン	マーレ	在アイスランド日本国大使館
	在エクアドル日本国大使館	エクアドル	ヴィエンチャン	在メキシコ日本国大使館
オセアニア	在ウルグアイ日本国大使館	ウルグアイ	マードル	在オーストラリア日本国大使館
	在エル・サルバドル日本国大使館	エル・サルバドル	オランダ	在オランダ日本国大使館
オーストラリア	在ガイアナ日本国大使館	ガイアナ	オーストラリア	在オーストラリア日本国大使館
	在キューバ日本国大使館	キューバ	オランダ	在オランダ日本国大使館
アフリカ	在コスタ・リカ日本国大使館	コスタ・リカ	オースチナ	在オースチナ日本国大使館
	在コロンビア日本国大使館	コロンビア	オースチナ	在オースチナ日本国大使館
アジア	在ジャマイカ日本国大使館	ジャマイカ	オースチナ	在オースチナ日本国大使館
	在チリ日本国大使館	チリ	オースチナ	在オースチナ日本国大使館
東洋	在ドミニカ共和国日本国大使館	ドミニカ共和国	オースチナ	在オースチナ日本国大使館
	在トリニダード・トバゴ日本国大使館	トリニダード・トバゴ	オースチナ	在オースチナ日本国大使館
東洋	在ニカラグア日本国大使館	ニカラグア	オースチナ	在オースチナ日本国大使館
	在ハイチ日本国大使館	ハイチ	オースチナ	在オースチナ日本国大使館
東洋	在パナマ日本国大使館	パナマ	オースチナ	在オースチナ日本国大使館
	在パラグアイ日本国大使館	パラグアイ	オースチナ	在オースチナ日本国大使館
東洋	在バルバドス日本国大使館	バルバドス	オースチナ	在オースチナ日本国大使館
	在ペルー日本国大使館	ペルー	オースチナ	在オースチナ日本国大使館
東洋	在ボリビア日本国大使館	ボリビア	オースチナ	在オースチナ日本国大使館
	在ボリビア日本国大使館	ボリビア	オースチナ	在オースチナ日本国大使館
ヨーロッパ	在アイスランド日本国大使館	アイスランド	メキシコ	在メキシコ日本国大使館
	在オーストリア日本国大使館	オーストリア	メキシコ	在メキシコ日本国大使館
ヨーロッパ	在ギリシャ日本国大使館	ギリシャ	ホンデュラス	在ホンデュラス日本国大使館
	在オランダ日本国大使館	オランダ	ホンデュラス	在ホンデュラス日本国大使館
ヨーロッパ	在スペイン日本国大使館	スペイン	メキシコ	在メキシコ日本国大使館
	在スウェーデン日本国大使館	スウェーデン	メキシコ	在メキシコ日本国大使館
ヨーロッパ	在ソヴィエト連邦日本国大使館	ソヴィエト連邦	レイキアヴィーク	在レイキアヴィーク日本国大使館
	在チエコスロバキア日本国大使館	チエコスロバキア	メキシコ	在メキシコ日本国大使館
ヨーロッパ	在デンマーク日本国大使館	デンマーク	メキシコ	在メキシコ日本国大使館
	在ドイツ日本国大使館	ドイツ	メキシコ	在メキシコ日本国大使館
ヨーロッパ	在ノールウェイ日本国大使館	ノールウェイ	メキシコ	在メキシコ日本国大使館
	在ハンガリー日本国大使館	ハンガリー	メキシコ	在メキシコ日本国大使館
ヨーロッパ	在フィンランド日本国大使館	フィンランド	メキシコ	在メキシコ日本国大使館
	在フランス日本国大使館	フランス	メキシコ	在メキシコ日本国大使館
ヨーロッパ	在ブルガリア日本国大使館	ブルガリア	メキシコ	在メキシコ日本国大使館
	在ベルギー日本国大使館	ベルギー	メキシコ	在メキシコ日本国大使館
ヨーロッパ	在ポーランド日本国大使館	ポーランド	メキシコ	在メキシコ日本国大使館
	在ボルトガル日本国大使館	ボルトガル	メキシコ	在メキシコ日本国大使館
ヨーロッパ	在マルタ日本国大使館	マルタ	メキシコ	在メキシコ日本国大使館
	在ユーロースラヴィア日本国大使館	ユーロースラヴィア	メキシコ	在メキシコ日本国大使館

在ギニア日本国大使館	ギニア
在ケニア日本国大使館	ケニア
在コンゴー(キンシャサ)日本国大使館	コンゴー(キンシャサ)
在コンゴー(ラザヴィル)日本国大使館	コンゴー(ラザヴィル)
在ザンビア日本国大使館	ザンビア
在シエラ・レオーネ日本国大使館	シエラ・レオーネ
在スーダン日本国大使館	スーダン
在セネガル日本国大使館	セネガル
在象牙海岸共和国日本国大使館	象牙海岸共和国
在ソマリア日本国大使館	ソマリア
在チャード日本国大使館	チャード
在ダホメ日本国大使館	ダホメ
在タンザニア日本国大使館	タンザニア
在中央アフリカ共和国日本国大使館	中央アフリカ共和国
在テニニジア日本国大使館	テニニジア
在トーゴー日本国大使館	トーゴー
在ナイジエリア日本国大使館	ナイジエリア
在ニジェール日本国大使館	ニジェール
在ブルンディ日本国大使館	ブルンディ
在ボツワナ日本国大使館	ボツワナ
在マダガスカル日本国大使館	マダガスカル
在マラウイ日本国大使館	マラウイ
在マリ日本国大使館	マリ
在南アフリカ共和国日本国大使館	南アフリカ共和国
在モーリシアス日本国大使館	モーリシアス
在モーリタニア日本国大使館	モーリタニア
在モロッコ日本国大使館	モロッコ
在コナクリ ナイロビ キンシャサ ラザヴィル ルサカ フリータウン カルトゥーム ダカール アビジャン モガディシオ ボルト・ノーヴォ ダレサラム フォール・ラミー	コナクリ ナイロビ キンシャサ ラザヴィル ルサカ フリータウン カルトゥーム ダカール アビジャン モガディシオ ボルト・ノーヴォ ダレサラム フォール・ラミー
ブレトリア ポート・ルイス ヌアクシヨット	ブレトリア ポート・ルイス ヌアクシヨット

二 総領事館			
地 城	名 称	國 名	位 置
		地 名	置
ア ブ リ ア	在リビア日本国大使館	リビア	トリポリ
リ ベ リ ア	在リベリア日本国大使館	リベリア	モンロヴィア
ル ワ ン ダ	在ルワンダ日本国大使館	ルワンダ	キガリ
レ ゾ ト	在レソト日本国大使館	レソト	マセル
北 米			
在サン・フランシスコ日本国総領事館	在カルカタ日本国総領事館	カルカタ	
在シアトル日本国総領事館	在ポンペイ日本国総領事館	ポンペイ	
在シカゴ日本国総領事館	在マドラス日本国総領事館	マドラス	
在ニューヨーク日本国総領事館	在ジャカルタ日本国総領事館	ジャカルタ	
在ヒューストン日本国総領事館	在バンコック日本国総領事館	バンコック	
在ポートランド日本国総領事館	在釜山日本国総領事館	釜山	
	在高雄日本国総領事館	台北	
	在台北日本国総領事館	大韓民国	
	在ダッカ日本国総領事館	中華民国	
	在マニラ日本国総領事館	中華民国	
	在香港日本国総領事館	カラチ	
		ダッカ	
		マニラ	
ア メ リ カ	連合王国	香港	
ア メ リ カ 合 衆 国			
ア メ リ カ 合 衆 国	サン・フランシスコ		
ア メ リ カ 合 衆 国	シアトル		
ア メ リ カ 合 衆 国	シカゴ		
ア メ リ カ 合 衆 国	ニューヨーク		
ア メ リ カ 合 衆 国	ヒューストン		
ア メ リ カ 合 衆 国	ポートランド		

アフリカ		大西洋	歐州	中南米		
アフリカ		在ブレトリア日本国総領事館 在ソールズベリー日本国総領事館	在シドニー日本国総領事館 在ペース日本国総領事館 在メルボルン日本国総領事館	在サン・パウロ日本国総領事館 在ベレーン日本国総領事館 在ポルト・アレグレ日本国総領事館 在レシフェ日本国総領事館	在ミラノ日本国総領事館 在ジュネーヴ日本国総領事館 在ラス・パルマス日本国総領事館 在ナホトカ日本国総領事館 在ハバロフスク日本国総領事館 在デュッセルドルフ日本国総領事館 在ハンブルグ日本国総領事館 在ベルリン日本国総領事館 在ボン日本国総領事館 在ロンドン日本国総領事館	ブラジル ブラジル ブラジル カナダ
南アフリカ共和国		オーストラリア オーストラリア オーストラリア	連合王国	イタリア スペイン ソヴィエト連邦 ドイツ フランス ドイツ フランス ボン ベルリン ハンブルグ デュッセルドルフ ハバロフスク ナホトカ ラス・パルマス ジュネーヴ ミラノ サン・パウロ ベレーン レシフェ モントリオール		
アフリカ	南アフリカ共和国	オーストラリア オーストラリア オーストラリア	連合王国	シドニー ペース メルボルン	ソールズベリー ブレトリア ソールズベリー	ホノルル ロス・アンジエルス ヴァンクーバー ウイニペッグ トロント モントリオール

三 領事館

地 域	名 称	位 置	国 名	地 名
ア ジ ア	在スラバヤ日本国領事館	インドネシア スラバヤ	マレーシア メダン	
北 米	在コタ・キナバル日本国領事館	マレーシア コタ・キナバル	アメリカ合衆国 カナダ	
中 南 米	在エドモントン日本国領事館	エドモントン	アンカラ ペル	
大 洋 州	在マナオス日本国領事館	マナオス	オーストラリア ニューアークランド	オーストラリア ニューアークランド
中近東	在オーランド日本国領事館	オーランド	トルコ トルコ	トルコ トルコ
四 政府代表部	在イスタンブル日本国領事館	イスタンブル	オーストリア オーストリア	オーストリア オーストリア
北 米	在ヨーロッパ日本政府代表部	ヨーロッパ	スイス スイス	スイス スイス
欧 州	在ジニエーヴ国際機関日本政府代表部 経済協力開発機構日本政府代表部	ジニエーヴ フランス パリ パリ	ジニエーヴ ジニエーヴ	ジニエーヴ ジニエーヴ

附 則

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、別表を加える改正規定中「在イエメン、在南イエメン、在コンゴー(ラザヴィル)、在チャード、在中央アフリカ共和国、在ボツワナ、在南アフリカ共和国、在モーリシア」

ス及び在レソトの各日本大使館、在バンコク、在台北、在ハバロフスク、在ボン及び在パリの各日本総領事館並びに在アンカラ、日本領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和

○八田一朗君登壇、拍手)
〔八田一朗君登壇、拍手〕

3 従前の在外公館及びその職員は、この法律に基づく相当の在外公館及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

○八田一朗君、たゞいま議題となりました外務省設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の改正点は、第一に、近年、国賓・公賓等の外交上の儀礼に関する事務がますます増加しておりますので、これらの事務を総括整理させること。

第二に、在外公館の名称及び位置を外務省設置法で定めることとし、現行の在外公館の名称及び位置を定める法律を廃止すること。

第三に、在南イエメン及び在モーリシアの各大使館並びに在アンカラ、日本領事館を新設すること等であります。

委員会におきましては、儀典長の設置理由と任務、国賓等の接遇の実情、新公館の設置理由と国情、外相訪米の目的と時期等について、きわめて熱心に質疑を行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長内藤晉三郎君。

審査報告書

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年三月二十日

地方行政委員長 内藤晉三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案

本法律案は、奄美群島の振興を図るための特別措置を実施する必要性が存続している実情にかかるが、奄美群島振興特別措置法の失効期限を昭和四十九年三月三十一日まで延長する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

奄美群島振興費として、十八億九千九十五万六千円が昭和四十四年度一般会計予算に計上されている。

一、費用

奄美群島振興費として、十八億九千九十五万六千円が昭和四十四年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、奄美群島振興計画が五箇年延長されるに当たり、産業基盤の整備及び産業振興に効率的な施策を推進し、群島民の所得水準の向上に資するとともに、次の諸点について速やかな措置を講ずべきである。

一、奄美群島における電力機構の合理化、近代化

官 報 (号 外)

を進め、電力料金の高料金が解消するよう適切な措置を講ずること。

一、奄美群島振興信用基金の保証業務に要する資金として國から出資された債権については復帰後すでに十五年も経過している事情等を勘案し、適切な措置を講ずること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

參議院議長　衆議院議長　石井光次郎
重宗　雄三殿

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律

奄美群島振興特別措置法の一節を改正する件

奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「五分の四とする」を「五分の四とし、公立学校施設灾害復旧費國庫負担法(昭和二十一年法律第二百四十一号)第三十九条規定により当該市がその整備費の一部を貢献する場合における当該公立学校施設の災害復旧費のうち五百四十万円を越す部分に就き、前項の規定による割合を三十倍とする。」と改めることとする。

学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四

第十条の二中第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、第十二項の次に次の二項を加える。

監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は自治大臣及び大蔵大臣に意見を提出することができる。

附則第一項中「昭和四十四年三月三十一日に」を「昭和四十九年三月三十一日限り、」に改める。

附則中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
振興計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち、昭和四十九年度以降に繰り越された

ものについては、第六条第一項及び第二項、第九条、第十一條並びに第十二条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

卷之三

別表中	十分の九まで	十分の八から
十分の十	十分の九	十分の八

を		
	十分の八	十分の五
	十分の九から までの九分の八	十分の六・五から までの九分の五

12

改める。

この法律は、昭和四十四年三月三十日から施行する。
改正後の奄美群島振興特別措置法（以下「改正後の法」）

分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十三年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 改正後の法第四条の規定による昭和四十四年度に係る振興実施計画は、同条の規定にかかわらず、改正後の法第三条の規定に基づづく振興計画の変更の日から二月以内に、作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。

可を受けなければならぬ

1

昭和四十四年二月二十四日 参議院会議録第十二号 奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案

文教施設	保健、衛生及び社会福祉施設	土地区画整理	土地区画整理	文教施設	土地区画整理	土地区画整理	空港
公立の文教施設の用に供する建物その他の工作物の新設及び改築、これらものの敷地の取得及び整備並びに公立の文教施設の用に供する設備の新設及び改良で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	地方公共団体の設置する保健、衛生及び社会福祉施設の整備で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三条第三項の規定により施行する同法第二条第一項に規定する土地区画整理事業で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三条第三項の規定により施行する同法第二条第一項に規定する土地区画整理事業で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	公立の文教施設の用に供する建物その他の工作物の新設及び改築並びに公立学校教育法(昭和二十一年法律第二百六十六号)第二条第二項の公学校をいう)に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む)で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	地方公共団体の設置する環境衛生及び社会福祉施設の整備で自治大臣と協議して指定するもの	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三条第三項の規定により施行する同法第二条第一項に規定する土地区画整理事業で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの	空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項の空港(第一種空港を除く。)の新設又は改良で自治大臣が主務大臣と協議して指定するものの
十分の八まで	三分の一から	三分の一	三分の一	三分の二まで	三分の二まで	三分の二	十分の十
十分の六から	三分の二まで	三分の二	三分の二	三分の二まで	三分の二まで	三分の二	十分の八まで

12

〔内藤善三郎君登壇、拍手〕

○内藤善三郎君 ただいま議題となりました奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、奄美群島の経済発展の基礎を確立し、群島民の福祉の向上を期するため、奄美群島振興特別措置法の存続期間を五カ年間延長して、振興計画を十カ年計画とし、国の負担率及び補助率の一部を改める等の所要の改正を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、慎重に審査を行ないましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたが発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しましては、奄美群島振興計画が延長されるにあたり、群島民の所得水準の向上をはかる等の諸施策を効率的に推進すべきであるという趣旨の、各派共同による附帯決議案が提出され、委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 安井 謙君

議員	原田	立君	峯山 昭範君
田渕 哲也君	青島 幸男君	藤田 正明君	青田 源太郎君
塩出 啓典君	内田 善利君	前田 佳都男君	栗原 柚幸君
萩原幽香子君	任田 新治君	新谷寅三郎君	梶原 茂嘉君
市川 房枝君	矢追 秀彦君	上林繁次郎君	徳永 正利君
内田 善利君	浅井 亨君	内藤善三郎君	石原幹市郎君
任田 新治君	小林 章君	河野 謙三君	山本 武君
市川 房枝君	多田 省吾君	三木 忠雄君	森 八三一君
内田 善利君	中沢伊登子君	杉原 荒太君	塚田 十一郎君
任田 新治君	伊藤 五郎君	山崎 竜男君	横川 正市君
萩原幽香子君	田代富士男君	沢田 一精君	高橋 衡君
市川 房枝君	造谷 邦彦君	玉置 錦夫君	廣瀬 久忠君
内田 善利君	高山 恒雄君	小林 国司君	北村 輝君
任田 新治君	横山 フク君	山本茂一郎君	須藤 五郎君
萩原幽香子君	若林 正武君	林田悠紀夫君	小笠原貞子君
市川 房枝君	安田 隆明君	内田 芳郎君	春日 正一君
内田 善利君	村尾 重雄君	津島 文治君	岩間 正男君
任田 新治君	増田 盛君	丸茂 重貞君	大森 久司君
萩原幽香子君	永野 鎮雄君	鹿島 俊雄君	大橋 和季君
市川 房枝君	中村 喜四郎君	井川 伊平君	大橋 和季君
内田 善利君	八田 一朗君	金丸 審夫君	大森 創造君
任田 新治君	柳田桃太郎君	村上 春藏君	千葉千代世君
萩原幽香子君	楠 正俊君	渡辺一太郎君	武内 五郎君
市川 房枝君	正俊君	矢野 登君	永岡 光治君
内田 善利君	増田 盛君	植竹 春彦君	大森 創造君
任田 新治君	永野 鎮雄君	山本敬三郎君	千葉千代世君
萩原幽香子君	中村 喜四郎君	山下 春江君	武内 五郎君
市川 房枝君	八田 一朗君	西田 信一君	瀬谷 英行君
内田 善利君	柳田桃太郎君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	楠 正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
市川 房枝君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
内田 善利君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
任田 新治君	正俊君	山本 信一君	大橋 和季君
萩原幽香子君	正俊君	山本 信一君	

昭和四十四年三月二十四日 參議院會議錄第十二号

政府委員

自治政務次官	砂田 重民君	厚生大臣	農林大臣
自治大臣	野田 武夫君	運輸大臣	大臣
	重民君	長谷川 四郎君	斎藤 昇君
		原田 坪川	原田 坪川
		信三君	憲君

第十号中正誤

二元 一 二 段 三 行 一 二 三 自 由 發 達	ペジ 誤	正
自由發進		

昭和四十四年三月二十四日

參議院會議錄第十二号

一一四

明治二十二年五月三十日
郵便物認可

一部四十四
(配達料共)
發行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
電話 東京五八二四四一(大代)